

※マンションを除く住宅です。詳しくは裏面をご覧ください

耐震診断・耐震改修等に関するご相談をお受けします

相 談 無 料

耐震診断を
したいけれど
どうしたら
いいの？

耐震補強は
どれくらいの
費用がかかるの
？

耐震補強は
どんな工事を
するの？

耐震化に
あたり資金計画
を相談したい

建築士やファイナンシャルプランナーなど
専門家の無料派遣も行っています。

詳細は裏面をご覧くださいのうえ、下記の電話番号までお問い合わせください。

耐震化総合
相談窓口

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

☎03-5989-1470

相談日 月～金曜日（土日祝日、年末年始は休業）
相談時間 9：00～17：00（水曜日は19：00まで）

Mail : taishin@tokyo-machidukuri.jp

https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/taishin_mainpage



専門家(アドバイザー)無料派遣



**建築や法律、税や資金の専門家が
アドバイザーとしてご相談に対応します！**

■ 建 築 士

耐震診断や耐震改修工法や建替え等、建物に関するご相談

■ 弁 護 士

耐震改修等に伴う登記、相続等、法律に関するご相談

■ 税 理 士

固定資産税や、改修による税の減免制度等、税金に関するご相談

■ ファイナンシャルプランナー

税金や資金計画、資産運用に関するご相談

**耐震化に合わせて行う省エネ・バリアフリー等の
情報提供も行います！**

戸建住宅等とは・・・

**耐震化に関してお困りの戸建住宅等に専門家を無料派遣いたします！
以下 2 点に該当する住宅が対象です。**

☐ 【チェック 1】 下記のいずれかの用途に該当する住宅

- ・ 一戸建ての住宅
- ・ 長屋
- ・ 共同住宅（耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものを除く）

※上記 3 点のうち店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）も含まれます。

☐ 【チェック 2】 築年数等について下記のいずれかに該当

- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したもの（2×4、枠組壁工法等は対象外）
- ・ 在来軸組工法の木造で、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までの間に新築の工事に着手した平家建て又は 2 階建てのもの

**お住まいの住宅の耐震化についてご不安な点等がございましたら、
まずはお気軽にご相談ください！**

戸建住宅等に対する助成制度

■ 耐震改修、建替え、除却等の助成制度については、
各区市町村窓口にお問い合わせください。

東京都耐震ポータルサイト（耐震化の助成制度）

<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/jyosei/index.html>

